

平成26年 No.10

○国立大学法人東京学芸大学センター長協議会規程

制定理由

これまでセンター長協議会についての事項は要項として定められていたが、その位置づけを変更し、新たに規程として定めるとともに、議長の選任手続きについても、互選から副学長（研究を所掌する）の指名とし、任期も新たに定めるものである。

承認経過

平成26年 3月19日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学センター長協議会規程を次のように制定する。

平成26年 3 月20日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第 8 号

国立大学法人東京学芸大学センター長協議会規程

国立大学法人東京学芸大学センター長協議会規程を別紙のとおり制定する。

(設置)

第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、本学のセンター間の連絡・調整を行い、円滑な運営を図るため、東京学芸大学センター長協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において「センター」とは、専任教員を置くことができるセンターで、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター及び教員養成開発連携センターをいう。

(任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) センター間の連絡・調整に関する事項
- (2) その他議長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究を所掌する副学長
- (2) 環境教育研究センター長
- (3) 教育実践研究支援センター長
- (4) 留学生センター長
- (5) 国際教育センター長
- (6) 教員養成カリキュラム開発研究センター長
- (7) 保健管理センター所長
- (8) 情報処理センター長
- (9) 理科教員高度支援センター長
- (10) 学生支援センター長
- (11) 教員養成開発連携センター長

(議長等)

第5条 協議会に議長及び副議長を置き、議長は前条第2号から第11号までの委員のうちから研究を所掌する副学長が指名し、副議長は議長が指名する。

2 議長及び副議長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の議長及び副議長の任期は、前任者の残余期間とする。

3 議長は、協議会を招集する

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(事務)

第7条 協議会の事務は、教育研究支援部学系支援課が処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 東京学芸大学センター長協議会要項（平成20年12月24日制定）は廃止する。